

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十八年四月十四日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 新倉敷ショッピングデパート

所在地 倉敷市玉島一九六二一三ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 平田興産株式会社

住所 岡山市柳町一丁目五番五号

代表者の氏名 代表取締役 平田 要

(2) 名称 協同組合パオ

住所 倉敷市玉島一九六二番地の三

代表者の氏名 代表理事 仲 明政

3 変更事項

(変更前)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時三十分

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後十時三十分まで

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後八時まで

(変更後)

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時三十分（一階部分は午前〇時）

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時（一階部分は午後十二時）

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後十時三十分まで

（一階駐車場は午前〇時から午後十二時まで）

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前八時から午後八時まで
(荷さばき施設一は午前〇時から午後十二時まで)

4 変更年月日

平成十八年四月二十日

二 届出年月日

平成十八年四月五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十八年四月十四日から平成十八年八月十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課